

## ご存じですか？「障害者相談員制度」のこと

📍 福祉課 ☎73-6651 または たすかる相談支援事業所 ☎82-4870

障害者相談員の皆さんは、障がい者や障がい者の家族などの中から選任され、悩み事の相談や必要な助言を行っています。市内各地域で活動していますので、一人で悩まず、一度相談をしてみませんか？

また、市が委託している「たすかる相談支援事業所」でも障がい（身体・知的・精神）に関する情報提供や福祉サービスの利用相談を受け付けています。（敬称略）

### ●身体障害者相談員

| 氏 名   | 担当地区  | 電 話 番 号       |
|-------|-------|---------------|
| 松本 繁幸 | 深 江 町 | 72-5437       |
| 本多 壽徳 | 布 津 町 | 72-3223       |
| 増田 秀美 | 有 家 町 | 82-8312       |
| 北尾 松枝 | 有 家 町 | 82-1236       |
| 志岐 義春 | 西有家町  | 82-4556       |
| 梶原 千秋 | 西有家町  | 82-1056       |
| 宮田 操  | 北有馬町  | 080-1717-4550 |
| 林田 榮吉 | 南有馬町  | 84-2330       |
| 近藤 淳朗 | 南有馬町  | 85-3269       |
| 西田 之士 | 口之津町  | 86-3605       |
| 大湊 孝三 | 加津佐町  | 87-4285       |

### ●知的障害者相談員

| 氏 名   | 担当地区  | 電 話 番 号 |
|-------|-------|---------|
| 大石美和子 | 深 江 町 | 72-4587 |
| 池田 茂森 | 布 津 町 | 72-3820 |
| 内田 廣利 | 有 家 町 | 82-3426 |
| 伊崎勇喜雄 | 西有家町  | 82-3793 |
| 井村 和美 | 北有馬町  | 84-3418 |
| 山口 聖子 | 南有馬町  | 85-2085 |
| 石川 哲夫 | 口之津町  | 86-4831 |
| 園田恵美子 | 加津佐町  | 87-2990 |

### ●精神障害者相談員

| 氏 名   | 担当地区      | 電 話 番 号 |
|-------|-----------|---------|
| 伊藤 恭子 | 深江町～西有家町  | 82-3448 |
| 成末 和子 | 北有馬町～加津佐町 | 86-2842 |



## ご存じですか？「特別障害者手当」のこと

📍 福祉課 ☎73-6651 または 各支所市民窓口班

### 特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神に重度の障がいがあり、常時特別の介護を必要とする人に支給されます。

#### ●支給制限

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ◎社会福祉施設に入所しているとき。
- ◎病院などに継続して3カ月を超えて入院するとき。
- ◎所得制限を超えているとき。

### 障害児福祉手当

20歳未満で、身体または精神に重度の障がいがあり、常時の介護を必要とする人に支給されます。

#### ●支給制限

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ◎障がいを支給理由とする公的年金など（特別児童扶養手当を除く）を受給しているとき。
- ◎社会福祉施設に入所しているとき。
- ◎所得制限を超えているとき。

※支給額、支給の制限など詳細については、お問い合わせください。

## 第60回 水道週間

### 「水道水 安全 おいしい 金メダル」

📍 上水道課 ☎73-6685



6月1日から7日までの1週間、全国一斉に第60回水道週間が実施されます。

本市では、水道について、皆さんの理解と関心を深め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、水道週間の行事を行います。

#### ●水道相談所の開設

📅 6月1日(金)～7日(木) (土日を除く)

午前9時～午後5時

📍 上水道課(南有馬庁舎)

#### ●パッキンの無料配布

(各支所および市民サービス課)

蛇口からの水漏れはパッキン(節水コマ)の取り替えで直ります(ただし、レバー式など直らない蛇口も一部あります)。数に限りがありますので、お早めにご確認ください。



### お 知 ら せ

#### ●水道の新設など

メーター器から屋内側の給水装置(給水装置とは給水管およびこれに直結する給水用具をいいます)は、各水道使用者の財産ですので、その管理(修繕など)は、各自で行ってください。給水装置の新設、改造、修繕、撤去などの工事をするときは、事前に市へ届け出る必要がありますので、市の指定給水装置工事事業者へあらかじめご相談ください。なお、市の指定事業者以外による工事は禁止されています。

#### ●お願い

長期不在などにより水道を使用されない人は、閉栓届を提出されるか、または、メーターボックス内のバルブを閉めるなど、漏水対策にご協力をお願いします。

メーターボックスの近くに犬をつないだり、障害物を置いたり、ボックス内に付属品を付けたりしないでください。また、ボックス内の清掃にもご協力ください。

市では、皆さんが水を安心して利用できるよう努めています。節水に努め、水を大切に使いましょう。

## こんにちは！消費生活センターです 📍 南島原市消費生活センター ☎82-3010

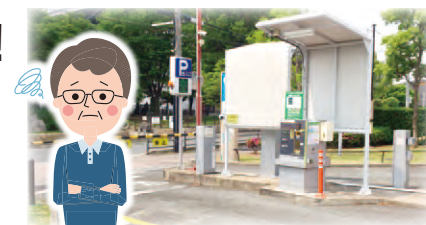
### コインパーキングでの思わぬ高額請求！

#### ～看板・表示を十分に確認しましょう～

#### ●相談事例

看板に「24時間最大800円」と表示されていたコインパーキングに、朝8時から翌日の夜11時まで駐車した。1日800円の2日分で、1,600円だと思っていたが、精算すると5,300円(=24時間800円+1時間300円×15時間)の請求を受けた。

その場で業者に苦情を言うと「入庫後1回のみ24時間800円で、その後は通常料金になるため1時間毎に300円かかる」と説明された。あらためて規約を見ると、確かに最大料金の適用は「1回限り」と表示があったが、精算機の裏の分かりにくい部分に掲示されており、支払いに納得できない。(市内50代 男性)



#### ●消費生活センターからの助言

コインパーキングの利用には、上限料金の適用時間帯がある、休日は特別料金になるなど、細かい条件がついているケースが多くあります。「1日最大〇〇〇円」などの大きな表示の内容だけを参考に、利用するかどうか決めるのではなく、できるだけ事前に詳細案内に目を通しましょう。

全国の消費生活センターに同様の相談があり、国民生活センターは業界団体に、消費者にとって分かりやすい表示にするよう要望しています。消費者としても、トラブルの未然防止のため、規約をよく確認するようにしましょう。